

令和2年度社会福祉法人橘風会 事業計画（案）

【 理 念 】

親孝行

親孝行の真心をご家族と共有し思いやりの支援を提供します。

私たちは笑顔で喜んでもらえることを最高の幸せと感じ、誠心誠意つくします。

私たちは高齢者介護を通して地域貢献に努めます。

I 総務部事業計画

1. 基本方針

- それぞれの分掌事務を円滑に、且つ、確実に執行するためのサポートを行うとともに、施設全体の事務業務が的確に実施されるよう取り組んでいきます。
- 求められる意識と能力を身につけ、個々の職員の能力向上を図り、総合的な組織力を向上させる人材育成に取り組んでいきます。

2. 令和2年度目標

- 外国人介護人材確保に向けた準備段階に入り、技能実習生・留学生等、法人のニーズに合った人材の確保に向けて、関係機関と調整を行っていきます。
- 災害等に備え、必要な業務が継続できるよう危機管理体制の向上を図ります。
- 建物及び設備等の適正な管理、見直しを実施します。修繕及び機器の更新を計画的に行い、故障リスクの軽減を図り、修繕に関するコスト意識を高めます。

令和2年度法人共通研修

	研 修 名	内 容
4月	諸規程の説明・接遇	諸規程・社会人としてのマナー・処遇改善加算について
5月	食中毒の予防と蔓延予防	食中毒に対する知識と予防方法
6月	褥瘡の予防	メカニズムと予防方法
8月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
9月	認知症に関して	認知症の理解
10月	感染対策について	感染症の予防と蔓延予防
11月	身体褥瘡	身体拘束及び褥瘡予防
12月	リスクマネジメント	メカニズムと予防方法

II 施設支援部事業計画

1. 施設介護課基本方針

1. 親孝行の視点で利用者の想いに寄り添うケアを提供します。
2. 『ねむの丘ケア方針』に基づいた愛情あるケアを提供します。

各部署の目標

① 生活相談員

- ご利用者が望む、医療・ケアについて、ご本人ご家族及びケアチームで話し合い、『本人にとって最も良いと思われる』最善の判断へつながる支援を提供します。

② 介護支援専門員

- ケアプランの必要性を多職種で理解し、プランに沿った支援を提供します。

③ 管理栄養士

- 個々の摂食状況やニーズを把握し、安全に美味しく食事ができることで栄養状態の維持向上を図れるよう支援します。

④ 介護

橘組

- ご利用者の希望や願いを把握しご利用者主体の支援を提供します。

風組

- 常にご利用者やご家族の喜びや笑顔を引き出せるようチーム一丸となって支援を提供します。

花組

- 個別の生活リズムに合わせたケアを提供し、ご本人が望む活動を増やし楽しいと思える日々を支援します。

月組

- ご利用者一人ひとりの生活を深く知り、ご本人が望む支援をご家族の協力を得て提供します。

宙組

- 希望の持てる毎日が送れるように、日々喜びや楽しみを感じられる支援を提供します。

星組

- 日々を“楽しみと喜び”を持って生活していただく為に、“想いと願い”を実現できるケアを提供します。

楓組

- ご利用者・ご家族の想いや願いを知り関わることで、笑顔で過ごして頂けるように支援を提供します。

桜組

- ご利用者一人ひとりの願いを叶え、生き生きとした生活を提供します。

⑤ 短期入所生活介護

- 在宅での生活を把握しショートステイ利用時に自宅に近い生活が送れ、楽しく居心地の良い生活を提供します。

2. 医務課基本方針

本人・家族の代弁者となり自己決定の支援をします。

目標

- 医療：ご利用者・ご家族の希望する医療を知り最期の時まで安全で安楽な看護を提供します。
- 機能訓練：ご利用者・ご家族の希望や想いを確認し身体機能に合わせた機能訓練を行います。

委員会の目標

- ① リスクマネジメント委員会
 - 事故を未然に防ぐために「気づき」の視点の向上を図り、起こってしまった事故に対しては迅速に原因を分析し再発防止策を講じます。
- ② 資質向上委員会
 - 理念及び基本方針・ケア方針を常に思考し、ご利用者の想いに寄り添うことで質の高いサービスを提供します。
- ③ 食事改善・食中毒対策委員会
 - ミールラウンドを通して、摂食嚥下能力を見定めて食事継続の有無を適切に判断することで、安全に口から食べる楽しみ喜びを支援します。
- ④ 排泄委員会
 - 多職種で連携し、腸内環境に配慮した快適な排泄ケアを提供します。
- ⑤ 感染症対策委員会
 - 感染症のメカニズムを理解し適切な対策を講じることで発生及び蔓延を未然に防ぐケアを提供します。
- ⑥ 身体拘束委員会
 - 身体：ご利用者の気持ちを理解し、行動制限することなく寄り添うケアを提供します。
- ⑦ 褥瘡委員会
 - 褥瘡：個別の褥瘡計画に基づき、適正な物品の管理とポジショニングについて取り組み、多職種連携で褥瘡を予防するケアを提供します。
- ⑧ 広報委員会
 - 法人利用者はもとより、より多くの人に法人のことを知ってもらえるよう情報を発信していきます。

研修の目標

- ① ケア方針研修(食事)
 - 食事の意味を理解することで、美味しく楽しく食事ができる環境を提供します。
- ② ケア方針研修(排泄)
 - 腸内環境を整えることの重要性を理解し、下剤に頼らない排泄ケアを提供します。
- ③ ケア方針研修(移動・移乗)
 - ご利用者のやる気を引き出す残存能力を活かした移動・移乗のケアを提供します。。
- ④ ケア方針研修(入浴)
 - ご利用者の状態に応じた技術・物品を用いて気持ち良く入浴して頂けるようなケアを提供

します。

⑤ ターミナルケア研修

- ACPについて理解を深め、その人らしい最期を支援できる様に努めます。

⑥ 認知症ケア研修

- ユマニチュードのケア技法を理解し誰もが「あなたを大切に思っています」とご利用者に伝わるケアを提供します。

⑦ 人材育成研修

- リーダーシップを発揮できる人材を育成し質の高いケアを提供します。

Ⅲ 在宅支援部事業計画

1. 基本方針

高齢者の皆様が住み慣れた地域社会において、自分らしく笑顔で暮らせるよう親孝行の理念をもって支援する。

1. 人生の大先輩である高齢者の皆様の尊厳を守りながら真心を込めて支援する。
2. ご利用者の皆様に愛され、ご家族の皆様に信頼されるサービスを提供する。

2. 各事業所の目標

(居宅介護支援事業所)

一人ひとりの想いに沿った質の高いケアマネジメントが行い、より頼りにされる介護支援事業を展開する。

事業内容

- ① 介護保険の要介護認定申請代行
- ② 福祉用具購入及び住宅改修等の申請代行
- ③ アセスメント及び居宅サービス計画作成
- ④ サービス担当者会議の開催
- ⑤ モニタリング訪問
- ⑥ 各事業者提供票作成
- ⑦ 介護給付費の請求業務
- ⑧ 介護予防支援事業及び介護予防ケアマネジメント事業の受託
- ⑨ 地域包括支援センターとの連絡調整

(デイサービスセンター虹の家)

ご利用者・ご家族の希望に可能な限りお応えし、ご利用者へは心身共に自立した日常生活を安心して送れるように、ご家族へは身体的及び精神的負担の軽減

を目的とした、充実した機能訓練・認知症予防・余暇活動を提供し支援します。

-
- 定員 30 名
大規模型（I）から通常規模型へ変更
- 事業の種類
通所介護 要介護 1～5
日常生活支援総合事業
- 開館日 月～土曜日
- 休刊日 日曜日及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和2年度 行事計画

通所介護事業所

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会
5月	母の日	11月	芋煮会（消防訓練）
6月	一日喫茶（消防訓練）	12月	クリスマス会
7月	農休み・七夕	1月	新年会・餅つき
8月	夏祭り	2月	節分
9月	敬老会・十五夜	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

（第二デイサービスセンター虹の家）

ご利用者とスタッフが笑顔でふれ合い、家族のような関係を築き社会参加の場を提供することで、楽しみや生きがいをもって利用していただく。

機能訓練の実施については集団体操及び個別の訓練を充実させ、日常生活動作の維持向上を図り生活の質を向上させる。

認知症予防については、創作や地域交流といった知的活動の機会をもつことにより、在宅での生活が継続できるよう支援します。

事業内容

- 定員 24名
通常規模
- 事業の種類

通所介護 要介護度 1～5

日常生活支援総合事業

- 開館日 月曜～土曜日
- 休館日 日曜及び12月31日～1月3日まで
- サービス提供時間 9時15分～16時30分

令和2年度 行事計画

	行事内容		行事内容
4月	お花見	10月	運動会・ハロウィン
5月	端午の節句	11月	芋煮会（消防訓練）
6月	父の日（消防訓練）	12月	クリスマス会
7月	夏祭り	1月	新年会・餅つき
8月	七夕祭り	2月	節分
9月	敬老会	3月	ひな祭り

各月誕生会・カレンダー作成・創作レクの実施

（訪問介護事業所）

ご利用者の思いや出来ることを大切にし、ヘルパーが家族との懸け橋となり情報を共有することで住み慣れた地域での暮らしが継続できるよう支援します。

事業内容

- 事業の種類
訪問介護 要介護度 1～5
予防訪問介護 要支援 1・要支援 2
日常生活支援総合事業
- 身体介助・・・食事、排泄、衣類の着脱、入浴、身体清拭、洗髪、
その他必要な身体介助
- 生活援助・・・調理、洗濯、清掃、生活必需品の買い物、関係機関との連絡、
その他必要な家事
- 身体介助と家事援助との複合型の他に相談、助言などのサービスを行う。

（渋川市北橋地域包括支援センター）

事業目的

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること（介護保険法第 115 条の 46)) を基本目的とし、以下の 4 点を主な視点として事業を実施します。

- ① 総合性 高齢者の多様なニーズや相談を総合的に受け止め、尊厳ある生活継続のための必要な支援につなげます。
- ② 包括性 介護保険サービスのみならず、地域の保健・医療・福祉サービスやボランティア活動、支えあいなど多様な社会資源を有機的に結びつけます。
- ③ 継続性 高齢者の心身の状態の変化に応じて、生活の質の確保を目指し適切なサービスが継続的に利用できるよう必要な支援を行います。
- ④ 予防性 地域ニーズを踏まえ、高齢者が自立した日常生活を送るため適切なケアマネジメントを実施し介護予防の取り組みを行います。

運営方針(事業目標)

高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるように、介護予防の視点を持ち、普及、啓発活動を行い、地域の高齢者の生活を総合的に支えていく拠点としての機能強化を目指します。

体制と運営

所在地 : 渋川市北橘町八崎 2 3 4 9 番地 1 7

職員 : 管理者 1 名 (兼務)

主任介護支援専門員 1 名

看護師 1 名

社会福祉士 1 名

営業時間 : 午前 8 時 3 0 分 ~ 午後 5 時 3 0 分

営業日 : 月曜日 ~ 金曜日

休日 : 土・日曜日、年末年始 (12 月 31 日 ~ 1 月 3 日)

事業担当地域 : 渋川市北橘町

事業内容

(1) 総合相談支援事業

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするために、どのような支援が必要かを把握し、適切なサービス、関係機関または制度の利用につなげるなどの支援を行います。

(2) 権利擁護事業

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、問題を抱えたまま生活している場合があります。このような高齢者のために実態を把握した上で「権利擁護」の視点に基づいて、権利侵害の予防や侵害を受けている方への対応を行っていきます。必要に応じて適切なサービスが利用できるように支援し、日常生活自立支援事業や成年後見制度などが活用できるよう支援していきます。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント事業

高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、介護支援専門員、主治医、地域の関係機関の連携、在宅と施設との連携など、地域において多職種間相互に連携を取り合い、個々の高齢者の状況や変化に応じて包括的かつ継続的に支援します。

(4) 介護予防ケアマネジメント事業（指定介護予防支援事業・第1介護予防支援事業）

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるように努め、本人が自立できることを基本目標とし、サロンへの参加及び介護教室を開催し、利用者の主体的な活動と参加意欲を高められるように支援します。

他事業所に委託を行う場合は、介護支援専門員と連携し地域資源を活用しながら適切なケアマネジメントができるよう支援する。